

令和6年11月31日

長浜市議会議員 高山 亨様

日本共産党長浜市議員

鬼頭 明男

令和5年11月に実施された、自治体研究所の「PPP/PFIとは」・「全国で広がる公園PPP/PFIの動きと概観」に参加（Zoom視聴）しましたので報告します。

1. 日時 2024年11月19日
2. 場所 高山事務所にて視聴（長浜市中山町6-6）
3. 内容 下記のとおり

○ 第72回市町村議会議員研修会

概要 ① PPP/PFIとは

13:30～14:30 尾木 芳匡 氏（八王子合同法律事務所）

② 全国で広がる公園PPP/PFIの動きと概観

14:40～16:10 中川 勝之 氏（東京法律事務所）

① PPP/PFIとは

▼多くの問題と事業者の経営破綻については、PFIを採用すればいくら経費が節減できるなどと議論されることもあるが、公共施設や公共サービスは、質が高く経費が安いということはない。経費を削減しようとするれば、質は下がり、維持しようとする、経費は容易に減らない。

▼民間事業者が参入し、見込み通り収益が上がらず撤退したり、PFIのために設立された特定目的会社が経営破綻する例もある。

(事例)

福岡市→PFI事業として臨界工場余熱利用施設→撤退

北九州市→ひびきコンテナターミナル→経営破綻

(問題点)

- ・事業者の破たんリスクがある
- ・事故等の損失の負担の問題が生じる

- ・経費節減は必ずしも実現しない
- ・長期間の契約による莫大な権利をめぐる行政と担当する民間業者（特に大企業）との癒着が生じる
- ・担当事業者の下請けが安さを競わされ頻繁な交代や担い手の非正規かが生じる
- ・補助金や交付金で誘導

（研修成果）

法改定から15年間のPFI実地事例からも多くの問題が生じています。また、民間事業者の利益追求によるサービス水準の低下、破たん（退出）時の対応、情報公開の透明性など多くの課題もあります。PFI導入にあたっては、デメリットを十分に検討し、慎重な判断を行うことが、自治体に求められます。引き続き「住民の福祉の充実」が守られるよう訴えていくことを強く感じました。

② 全国で広がる公園PPP/PFIの動きと概観

▼公園PFIの問題点（木が切られる実態）では、PPPとして、公の施設の指定管理者制度などが導入される例も多くあります。新しく法制化された公園PFIを導入すると、20年間など長い期間にわたり、公園施設の管理を民間事業者にまかせます。このことで、自治体は、毎年の樹木の剪定の経費などはぶけます。しかし、民間事業者は、利益を増やすために活動するものです。民間は、経費を減らすためには、毎年の剪定ではなく樹木そのものを根本から切ってしまうことがたびたび起こります。経費が省かるからです。

さらに、収益を増やすためには、人の集まる都市公園にカフェやコンビニをと、収益を増やすことが出来るでしょう。このように公園に木は切られることにならざるを得ません。目先の経費削減や民間事業者への収益の場の提供としてしまえば、緑を守ることは難しくなるでしょう。

▼住民や議会、職員の立場の後退／長期にわたり、管理・運営を任せれば→住民や議会への情報の開示もされなくなり、適正な判断が出来なくなる→住民の情報開示請求・議員の資料要求をしても→民間事業者のノウハウであるとして、開示されない事例もあります。

（研修成果）

全国では、公園の樹木伐採に対して、「環境を守る」という運動もおきている事から、住民参加の促進・住民ニーズを反映させることの重要性が求められます。また、情報公開で透明性に関する問題の対策も重要で、住民や議会がチェックできることも可能にしなければならぬと感じます。自治体には、住民の良好な生活環境や防災拠点として進められるよう求めていきたいと思えます。